

この赤枠内をクリックし、
電子テキストを閉じてください。

はじめに

第1章 電波法規の概要

※本章を学習するにあたり、以下「学習の目標」「学習のポイント」「演習問題」を参照の上、本章に進んでください。

1. **学習の目標**
2. **学習のポイント**
3. **演習問題**

JARD
The Japan Amateur Radio Development Association

AND OR
検索 1 /10 移動

ログアウト 2015/07/01 2015/10/02 学習済 259分25秒

この赤枠内をクリックし、
電子テキストを閉じてください。

第1章 電波法規の概要

1-1 電波法の目的

電波法の目的は、第1条に次のとおり明示されています。
「この法律は、電波の公平かつ効率的な利用を確保することによって、公共の福祉を相違することを目的とする。」(法1条)

今日、電波はラジオ・テレビジョン放送や携帯電話、警用無線等に代表されるように、産業、経済、文化をはじめ社会のあらゆる分野に広く使用され、その利用分野は、陸上、海上、航空、宇宙へと広がり、またその需要は多岐にわたります。しかし、使用できる電波には限りがあり、また、電波は空間を共通の伝播路としているので、無秩序に使用すれば相互に干渉するおそれがあります。

そこで、多くの人が電波を有効に利用するために、電波の発射は一定の規律に基づいて行うようにしています。この規律は「国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則」という国際的な取り決めがあり、これを国内的に定めたものが電波法です。

1-2 電波法令

電波法の基本的な規定に基づいて、より具体的に詳細について定めた政令(内閣によって制定される命令)や省令(閣僚大臣が定める規則)があり、これらを含めて電波法令と呼んでいます。

また、政令及び省令を「電波法に基づく命令」ということもあります。アマチュア無線に関する電波法令には、第11表のものがあります。電波法令の名称と主な規定事項の概要は、次のとおりです。括弧内は、その法令の略称です。

なお、本書に引用した電波法令の規定には、条文の末尾に、電波法である

電波法令の種類(アマチュア無線局)

電波法(96)
無線電波法(97)
無線電波法施行令(98)
無線電波法施行規則(99)
無線電波法施行令(100)
無線電波法施行令(101)
無線電波法施行令(102)
無線電波法施行令(103)
無線電波法施行令(104)
無線電波法施行令(105)
無線電波法施行令(106)
無線電波法施行令(107)
無線電波法施行令(108)
無線電波法施行令(109)
無線電波法施行令(110)

1-2

AND OR
検索 2 /10 移動

2-1. アマチュア局の区分 2015/07/03 2015/08/07 学習済 75分49秒